

蒲生北部地区事業所立地促進助成金

交付内容

1 設置 [新設・増設・市内移転]

基本額:新規投資に係る固定資産税等相当額の**100%**(限度額:なし)

期 間: **3年間**(復興特区加算+2年)

【復興特区加算】

- 復興特区制度の指定事業者は、助成期間が5年に延長されます。
- 復興特区制度により固定資産税の免除措置を受ける場合は、免除措置終了後の5年間を助成金交付対象期間とすることができます。
(固定資産税10年間免除に相当)

2 雇用加算

基本額:新規雇用又は異動の正社員1人につき**60万円**を加算(限度額:なし)

※新規雇用・異動の正社員が20人以上であることを条件に、助成期間内において一度限り交付します。

新規雇用・異動の正社員とは?

[1] 市内に住所を有する [2] 1年以上の継続雇用 [3] 社会保険の被保険者 の3条件に該当する方をいいます。

交付対象

[蒲生北部地区事業所]

蒲生北部地区(蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の施行地区)内に立地する事業所で、その用途が事務所、工場、倉庫等。ただし、次のものを除きます。

- [1] 店舗等
 - [2] ホテル又は旅館
 - [3] 遊技場、風俗施設等
 - [4] 公共施設、病院、学校等
 - [5] 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等
 - [6] 火力発電所
- 他の本市企業立地促進助成金の交付の対象となるもの

交付要件

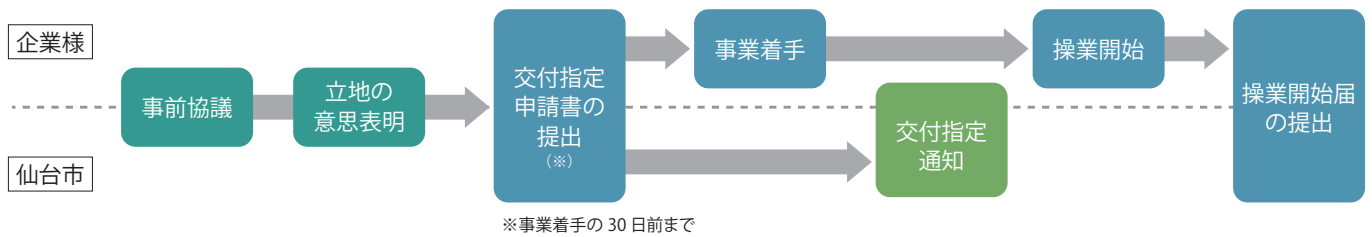
投下固定資産相当額**1億円**以上(市内中小企業の場合は**1,000万円**以上)

- 取得:取得価格に土地は0.5、建物は0.7、生産設備は0.7を乗じた値を「投下固定資産相当額」とします。
- 賃借:月額賃借料に土地は100、建物は70を乗じた値を「投下固定資産相当額」とします。
ただし、月額賃借料の上限は、土地は500円/㎡、建物は8,000円/㎡です。
- 交付要件については初回交付申請時に改めて確認します。

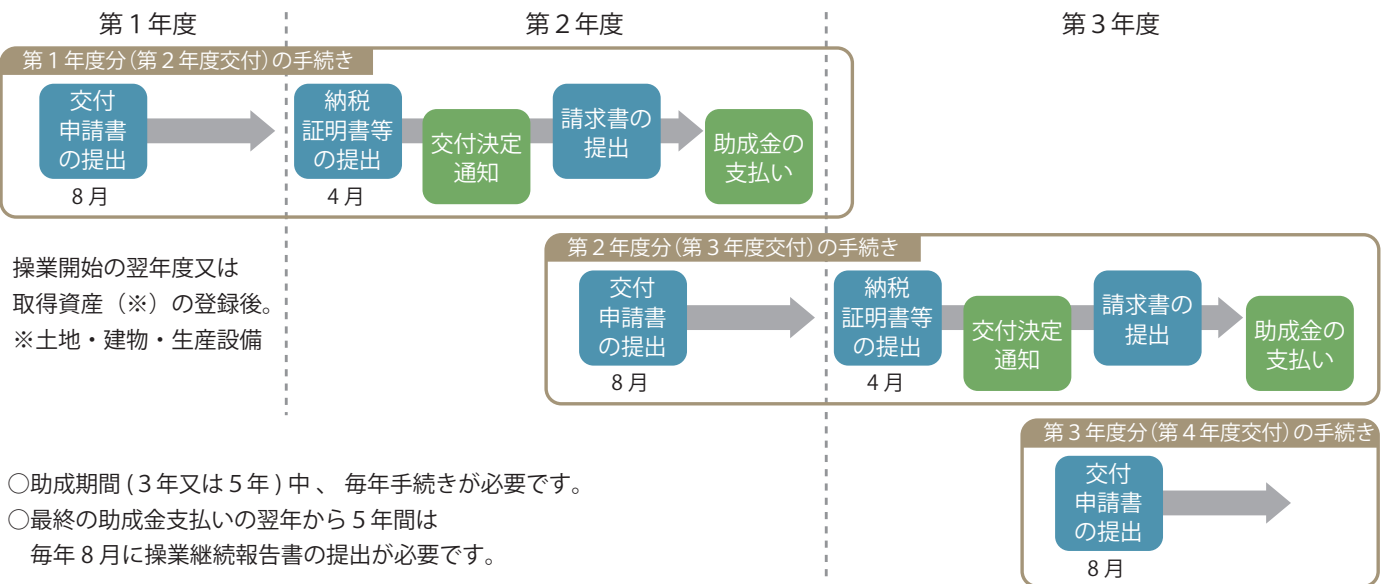
申請手続き

- 助成金の指定を受けるには、原則として、立地の意思表示前に事前協議を行い、**事業着手の30日前**までに、交付指定申請書の提出が必要となります。
- 助成金の**最終交付年度後の5年間**は、**操業継続報告書の提出が必要**となります。操業継続報告書の提出がない場合や当該事業が廃止、休止された場合等には、助成金の返還を求める場合があります。

助成金交付指定申請の流れ



助成金交付の流れ



助成金額の試算例

試算条件
土地の取得額:1.5億円
建物の取得額:1.5億円
新規雇用:20人(正社員)

交付要件
投下固定資産相当額 1億円以上 (市内中小企業者は1,000万円以上)

投下固定資産相当額	土地	建物	合計
	1.5億円×0.5(係数) = 75,000,000円	1.5億円×0.7(係数) = 105,000,000円	180,000,000円

基本助成金額	180,000,000円 × 1.7%(税率) = 3,060,000円 (万円未満切捨) 3,060,000円 × 3年間 = <u>9,180,000円</u> ※税率=固定資産税率1.4%+都市計画税率0.3%を足したもの。
雇用加算	(正社員) 600,000円 × 20人 = <u>12,000,000円</u> ※要件:市内に住所を有すること、1年以上の継続雇用、社会保険の被保険者の3つすべてに該当 ※助成期間内に一度のみ交付
総額	9,180,000円 + 12,000,000円 = <u>21,180,000円</u>

事前協議や申請手続きなどの詳細については、下記担当部署までお問い合わせください。

[お問い合わせ]

仙台市経済局企業立地課 Tel:022-214-8245/E-mail:kei008040_13@city.sendai.jp
仙台市総務局東京事務所 Tel:03-3262-5765/E-mail:som001310@city.sendai.jp

仙台市企業進出ガイド
http://www.city.sendai.jp/invest/

